

平成 20 年 9 月 12 日

厚生労働省健康局結核感染症課 御中

全国銀行協会
企画部

「事業者・職場における新型インフルエンザ対策ガイドライン（改定案）」に
対する意見の提出について

平成 20 年 8 月 13 日付で意見募集のあった標記の件に対する意見を別紙のと
おり取りまとめ、提出いたしますので、何卒ご高配賜りますようお願い申しあ
げます。

以 上

「事業者・職場における新型インフルエンザ対策ガイドライン（改定案）」に対する意見

項番	該当頁および 該当項目	意見	理由等
1	19頁 3.(1)② ＜収集すべき 情報＞海外進 出企業等	海外進出企業の収集すべき情報として、「当該国の薬事法など、抗インフルエンザ薬の取扱方法等」を挙げているが、企業の海外拠点での抗インフルエンザ薬の備蓄や取扱、あるいは医薬品等の国内から海外拠点への送付について、より詳細な指針や対応例を加えてほしい。	国によっては、抗インフルエンザ薬の入手が困難なケースも多いなど、対応に苦慮しているため。
2	20頁 3.(2)① 職場における 感染リスクの評 価と対策	職場における感染リスクを低下する方法として、訪問者の立ち入り制限や訪問者の検温、氏名・住所の把握などを挙げているが、銀行窓口のように不特定多数の訪問者がある場合の方法についても明示すべき。	不特定多数の者と接触する機会のある事業者の感染対策は、通常の職場とかなり異なると思われるが、ガイドライン改定案には具体的な記載がないため。
3	22頁 3.(2)① 職場における 感染リスクの評 価と対策	「社会機能維持に関わる事業者は、予めプレパンデミックワクチンの接種対象者数を都道府県に連絡する」となっているが、配付を受けた企業のパンデミック時における行動基準等、接種対象者の選定に必要な情報を示していただきたい。	プレパンデミックワクチン接種対象者の選定の際に必要な情報が、明示されていないため。
4	29頁 3.(3)③ 重要な要素・ 資源の確保 41、42、43頁 4.(3)	「銀行等金融機関の決済機能は、(フェーズ6においても)ほぼ通常通り維持」とされており(29頁)、また、社会機能の維持に関わる事業者は「フェーズ5/6」であってもほぼ通常どおり重要業務を継続できるよう努めるとされているが(41～43頁)、社会機能を維持するために必要となる金融機能の範囲については慎重かつ深度のある議論が必要であると考えます。	金融機能は、窓口業務、ATM、手形交換、振込、為替のほか、資金の融通・ポジション調整のための金融市場や、さらには融資といった業務も含まれる。金融機能を維持するために必要な業務の範囲については、それらを考慮した議論が必要と考えられるため。
5	(参考資料) 「新型インフル エンザ発生時 の社会経済状 況の想定(一 つの例)」 14頁、表8- 2「金融」	対策(5B/6B)においては、「営業店窓口業務の順次閉鎖」も考慮されるべき。	

以 上